ロ　持込資本金の額

ハ　新株予約権の額

ニ　株式引受権の額

ホ　その他イからニまでに掲げるものに類するものの額

四　その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額（ただし、ヘッジ対象が経済価値ベースのバランスシート上で時価評価されていない場合のキャッシュ・フロー・ヘッジに関する額及び自己の信用状態の変化に起因した負債の時価の変動に関する額を除く。）

五　連結ベースにあっては、次の算式により算出した上限適用後の非支配株主持分の額（次のイ及びロに定める算式を用いるものとする。）（単体ベースにあっては０とする。）

$$\sum_{i} \min\left(\text{貸借対照表等上の連結子会社等}i\text{に係る非支配株主持分の額}, \text{NCI割合}_i \times \text{グループ所要資本への貢献度}_i\right)$$

iは、連結子会社等

イ　NCI割合_iは、連結子会社等iの非支配株主持分比率であり、次の算式により算出される値

$$\text{NCI割合}_i = \frac{\text{貸借対照表等上の連結子会社等}i\text{に係る非支配株主持分の額}}{\text{連結子会社等}i\text{の貸借対照表上の純資産の額}}$$

ロ　グループ所要資本への貢献度_iは、連結子会社等iのグループ所要資本への貢献度であり、次の算式により算出される額

$$\text{グループ所要資本への貢献度}_i = \alpha \times \text{連結子会社等}i\text{の貸借対照表上の負債の額}$$

αは、次章に定める所要資本の額を、貸借対照表等上の負債の額で除した値

六　経済価値ベースの調整額として、第十条に規定する評価替えを行うことにより生じた経済価値ベースのバランスシートにおける純資産の部の増減額

七　規制上の準備金

第四款　Tier１適格資本の調整

（Tier１適格資本の調整の額）

第四十条　第三十七条に掲げるTier１適格資本の調整の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　経済価値ベースのバランスシート上の次のイからハまでに掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額（ただし、関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するものとする。）の合計額

⑴　のれんの額

⑵　無形固定資産（のれんを除く。）の額

ロ　退職給付に係る資産の額及び前払年金費用の額（ただし、関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するものとする。）

ハ　繰延税金資産の額

二　他の金融機関等（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって、報告保険会社等及び連結子会社等以外のものをいう。以下この章において同じ。）が意図的に保有しているTier１資本調達手段の額（ソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率の向上を目的として、保険会社等と他の金融機関等が資本調達手段を意図的に相互に保有している場合における当該他の金融機関等が保有する資本調達手段の額に限る。）

三　自己のTier１資本調達手段への投資であって、資産の部に計上されているものの額

四　次のイ及びロに掲げる要件のいずれかに該当する再保険契約に係る資産の額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）

イ　保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制（これに類する外国の規制を含む。）の対象ではない事業体から提供された再保険契約に係るもの

ロ　十分なリスク移転がなされていない再保険契約に係るもの

五　処分制約のある資産（規制上の要件を満たすため、又は中央清算されるデリバティブ取引、店頭デリバティブ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この章及び次章において同じ。）、不動産融資、レポ形式の取引（担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう。別表十五において同じ。）、証券貸借取引、信用状、保証、再保険若しくは信託等の取引に参加するために、担保として取引相手方に差し出している資産をいう。以下この号において同じ。）の合計額のうち、当該処分制約のある資産によって保全されているオン・バランス負債の合計額を超過する額から処分制約のある資産及び保全されている負債に関する所要資本として次のイからホまでに掲げる額の合計額を控除した額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）

イ　第四十五条第一項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額に、処分制約のある資産の合計額のうち処分制約のある資産によって保全されている負債の合計額を超過する額を乗じて得た額を、経済価値ベースのバランスシートにおける資産の部の合計額から前章第二節に規定する経済価値ベースの保険負債の額を控除した額で除して得られた額

ロ　第四十五条第一項第一号イ⑸に掲げる信用リスクの額に、処分制約のある資産の合計額を乗じて得た額を、経済価値ベースのバランスシートにおける資産の部の合計額で除して得られた額

ハ　第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額に、正味現在推計の額のうち処分